

## 産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領 改正の概要

### 1 石綿含有産業廃棄物について

これまで、用語として「石綿含有廃棄物」と「石綿含有産業廃棄物」を混載していましたが、「石綿含有産業廃棄物」に統一することとしました。また、当分の間、申請書記入欄に「石綿含有廃棄物」の記載があった場合、「石綿含有産業廃棄物」と記載されているものとみなすこととしました。

### 2 退任を伴わず許可上の代表者が変更になる場合について

複数代表取締役が存在する法人において、退任を伴わず代表者が変更になる場合、変更日が分かる書類（総会又は取締役会議事録等）の提出を求めることとしました。

### 3 処理業における欠格要件に係る届出書について

提出部数を正本1部、副本1部に変更しました。

### 4 収集運搬業における事業計画の概要を記載した書類について

運搬車両に脱着装置付コンテナ専用車を使用する場合は、装着するコンテナを運搬容器として省令様式第6号の2第2面のその他の運搬施設の概要欄に記載することを明記しました。

### 5 処分業の更新許可申請書受付期間について

許可期限日（又は繰上げ更新希望始期）の4か月前から50日前までの提出を原則とすることとしました。

### 6 処分業変更（廃止）届 提出書類チェックリストについて

許可申請書様式第2面、第3面について、変更事項の記載面のみ変更前後を添付することとしました。

### 7 保管施設について

保管施設の構造等の例示について、用語の統一等、記載を整備しました。

### 8 その他

要領記載の一部内容について、表現を明確にする改正を行いました。

### 【適用期日】

令和8年4月1日